

ヤングケアラーの実態に関する国調査 都分集計

(国の要保護児童対策地域協議会アンケート調査結果より)

令和3年7月

東京都少子社会対策部家庭支援課

目 次

I	調査概要	1
II	調査結果	2
1	要保護児童対策地域協議会におけるケース登録件数について	2
2	ヤングケアラーの認識について	2
3	要保護児童対策地域協議会における登録児童について	4
4	要保護(要支援)児童の中に「ヤングケアラー」と思われる子供がいた場合の対応 ...	5
5	ヤングケアラーに対する取組みについて	7
6	ヤングケアラーの早期発見や支援についての課題.....	9
7	「ヤングケアラー」と思われる子供への対応として、関係機関に期待すること	11
8	「ヤングケアラー」と思われる子供への対応としての令和3年度取組み	16
9	「「ヤングケアラー」の早期発見のためのアセスメントシート」の使用の有無	18

I 調査概要

1 調査目的

都内のヤングケアラーの実態を把握するため

2 調査対象

区市町村（要保護児童対策地域協議会）

3 調査方法

国調査（「要保護児童対策地域協議会におけるヤングケアラーへの対応に関するアンケート調査」）
について、区市町村に対して回答（写し）の提供を依頼し集計

（1）期間 国調査 令和3年1月25日から令和3年2月26日

※都は区市町村に対して令和3年2月3日付事務連絡により回答（写し）の提供を依頼

（2）回収状況

区市町村数	回収状況	回収率
62 区市町村	44 区市町村	70.9%

II 調査結果

1 要保護児童対策地域協議会におけるケース登録件数について

回答（写し）の提供のあった44自治体について、令和元年度の要保護児童対策地域協議会（以下、「要対協」という。）における要保護・要支援・特定妊婦登録件数の合計は36,713件であった。ケース登録件数の最大値は4,814件、最小値は0件、平均約834.4件となっている。

また、要保護・要支援・特定妊婦のうち「ヤングケアラー」と思われる子供が1人以上いると回答したのは28自治体、その合計は177件となっている。一方、「ヤングケアラー」と思われる子供が「0人」と回答したのは16自治体である。

【要対協におけるケース登録件数】 ※要保護児童、要支援児童、特定妊婦の合計

(n=44)	(合計)	(最大値)	(最小値)	(平均)
令和元年度実績	36,713件	4,814件	0件	834.4件

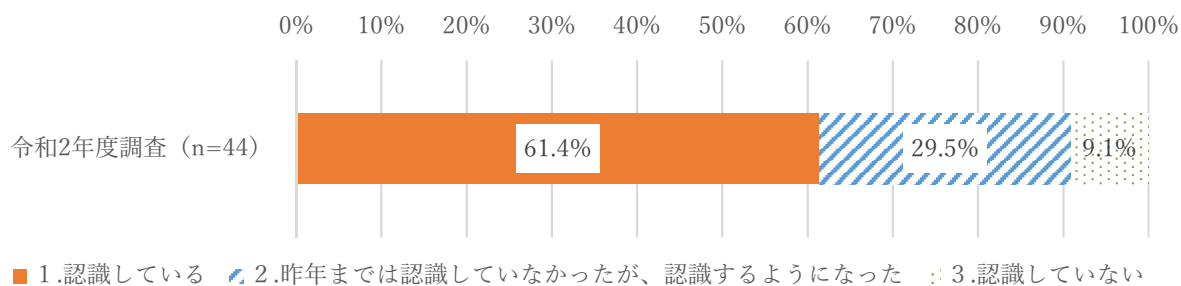
【ヤングケアラーと思われる子供の登録件数】

(n=44)	(合計)	ヤングケアラーと思われる子供が0人	ヤングケアラーと思われる子供が1人以上			(平均)
			(1~5人)	(6~10人)	(11人以上)	
令和元年度実績	177件	16自治体	16自治体	9自治体	3自治体	4.0件

2 ヤングケアラーの認識について

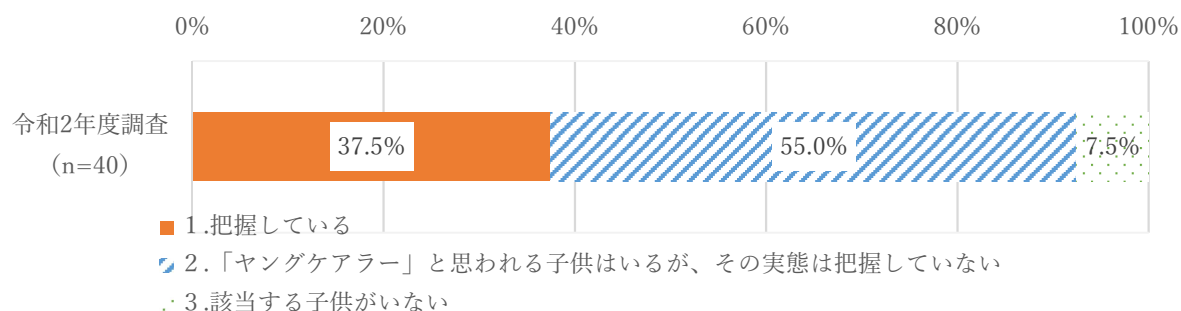
(1) 「ヤングケアラー」という概念の認識の有無

「認識している」が61.4%、「昨年度までは認識していなかったが、認識するようになった」が29.5%、「認識していない」が9.1%となっている。



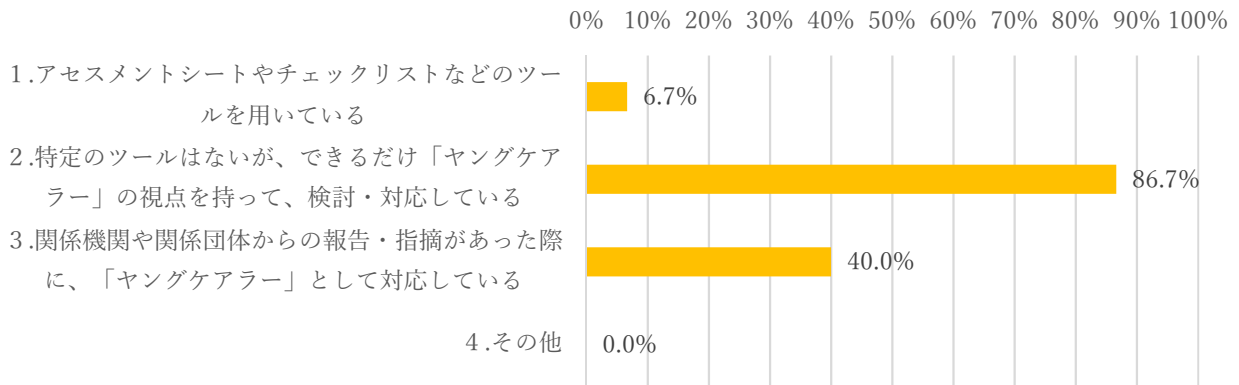
(2) 「ヤングケアラー」と思われる子供の実態の把握

2 (1) で「認識している」「昨年度までは認識していなかったが、認識するようになった」と回答した40自治体について「把握している」が37.5%、「「ヤングケアラー」と思われる子供はいるが、その実態は把握していない」が55.0%、「該当する子供がいない」が7.5%となっている。



(3) 「ヤングケアラー」と思われる子供の実態把握の方法（複数回答）

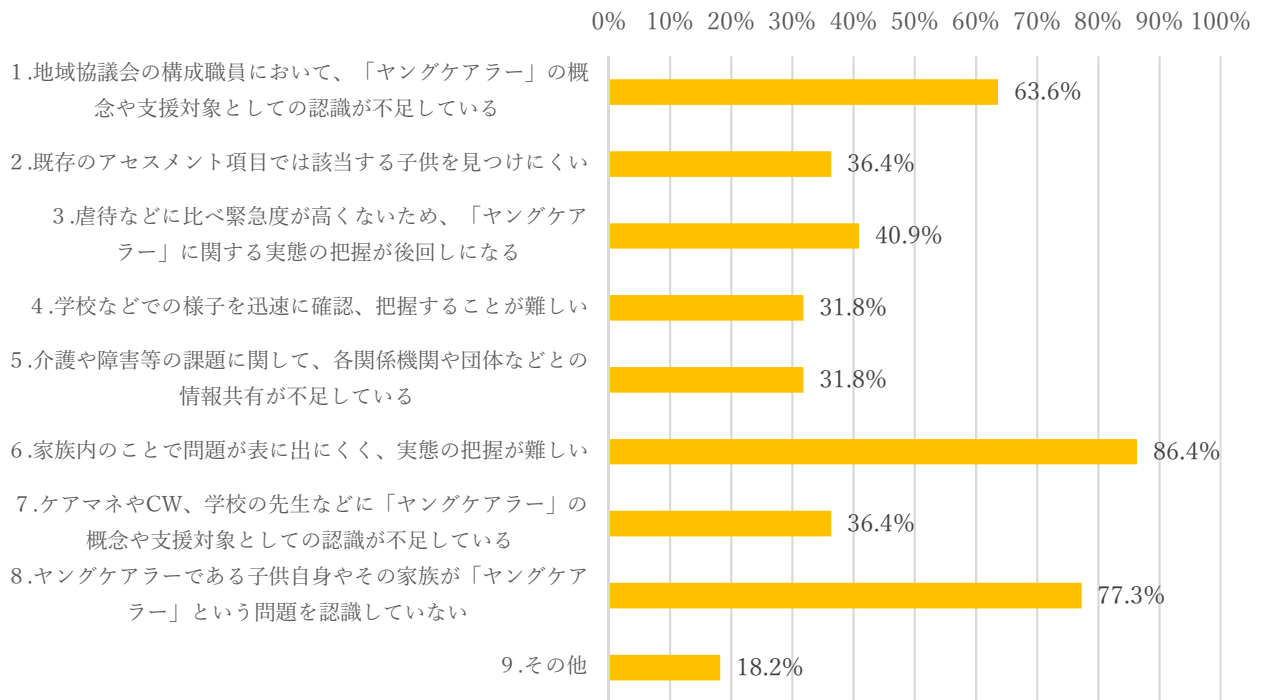
2（2）で「把握している」と回答した15自治体について「アセスメントシートやチェックリストなどのツールを用いている」が6.7%、「特定のツールはないが、できるだけ「ヤングケアラー」の視点を持って検討・対応している」が86.7%、「関係機関や関係団体からの報告・指摘があった際に、「ヤングケアラー」として対応している」が40.0%となっている。



■ 令和2年度調査（n=15）

(4) 「ヤングケアラー」と思われる子供の実態を把握していない理由（複数回答）

2（2）で「「ヤングケアラー」と思われる子供はいるが、その実態は把握していない」と回答した22自治体について「家族内のことで問題が表に出にくく、実態の把握が難しい」が86.4%と最も高く、次いで「ヤングケアラーである子供自身やその家族が「ヤングケアラー」という問題を認識していない」が77.3%、「地域協議会の構成職員において、「ヤングケアラー」の概念や支援対象としての認識が不足している」が63.6%となっている。

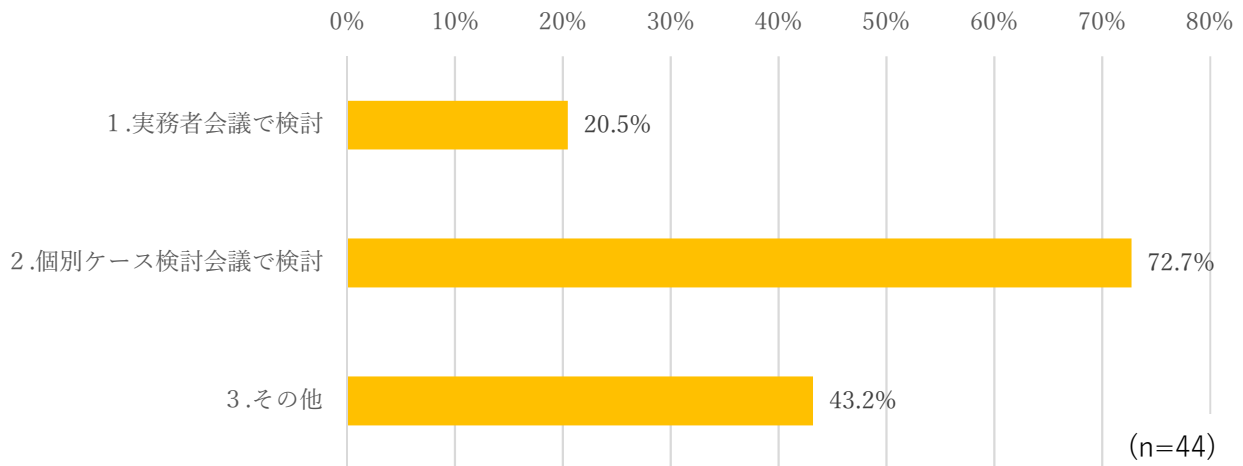


■ 令和2年度調査（n=22）

3 要保護児童対策地域協議会における登録児童について

(1) 要保護（要支援）児童への具体的な対応方針の検討の場（複数回答）

「実務者会議で検討」が20.5%、「個別ケース検討会議で検討」が72.7%、「その他」が43.2%となっている。

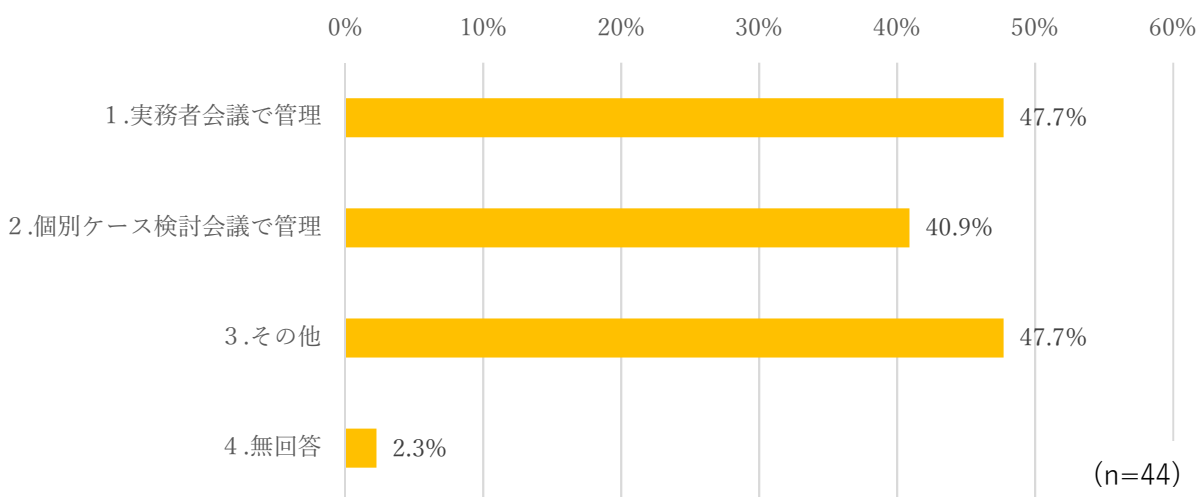


（要保護（要支援）児童への具体的な対応方針の検討の場（その他）として主にあげられたこと）

- ・受理会議
- ・援助方針会議、支援方針（評価）会議
- ・進行管理会議

(2) 要保護（要支援）児童への対応に関する進捗管理の場（複数回答）

「実務者会議で管理」が47.7%、「個別ケース検討会議で管理」が40.9%、「その他」が47.7%となっている。



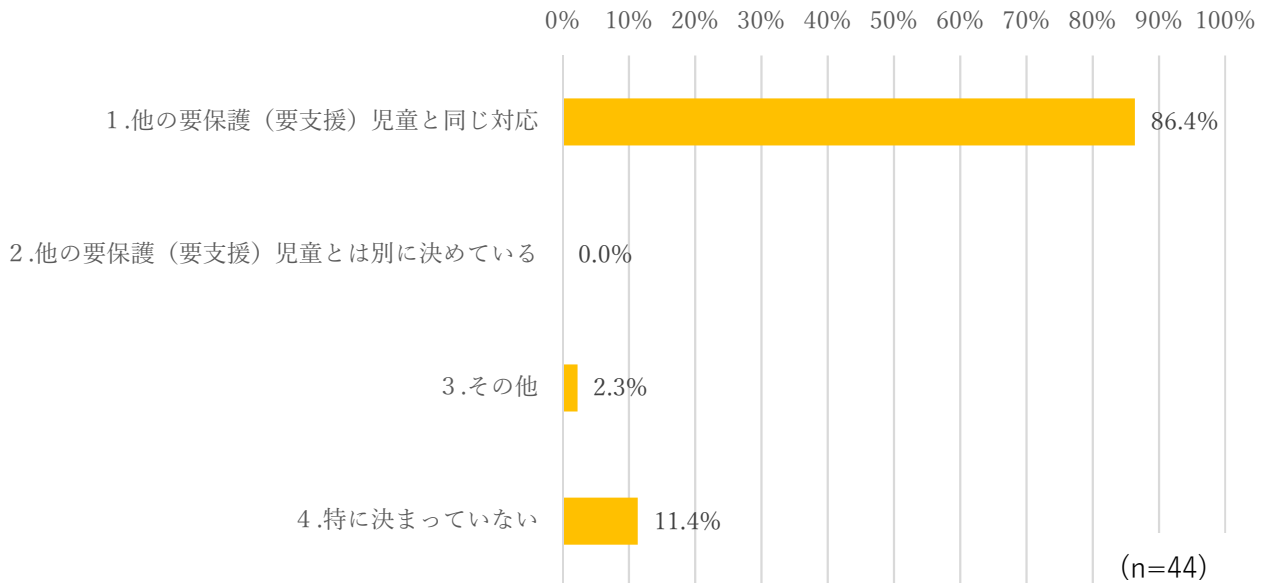
（要保護（要支援）児童への対応に関する進捗管理の場（その他）として主にあげられたこと）

- ・援助方針会議
- ・進行管理会議
- ・受理会議、支援方針（評価）会議
- ・教育委員会、SSWとの連絡会

4 要保護(要支援)児童の中に「ヤングケアラー」と思われる子供がいた場合の対応

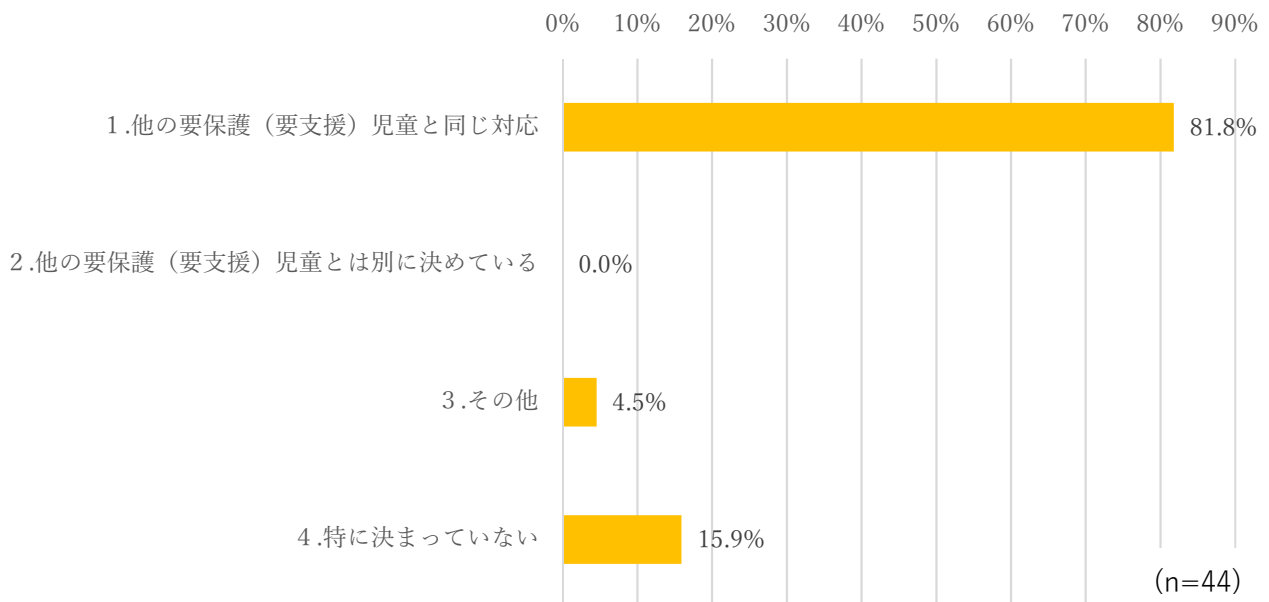
(1) 「ヤングケアラー」と思われる子供への対応方針を決定する部署（機関）

「他の要保護（要支援）児童と同じ対応」が86.4%と最も高く、次いで「特に決まっていない」が11.4%となっている。

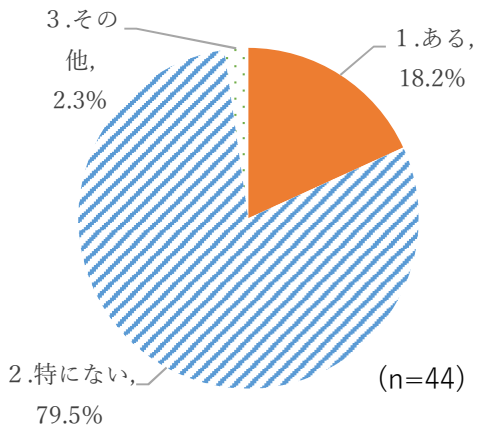


(2) 「ヤングケアラー」と思われる子供に対して、今後の対応等に関して意向把握をする人（部署・機関）（複数回答）

「他の要保護（要支援）児童と同じ対応」が81.8%と最も高く、次いで「特に決まっていない」が15.9%となっている。

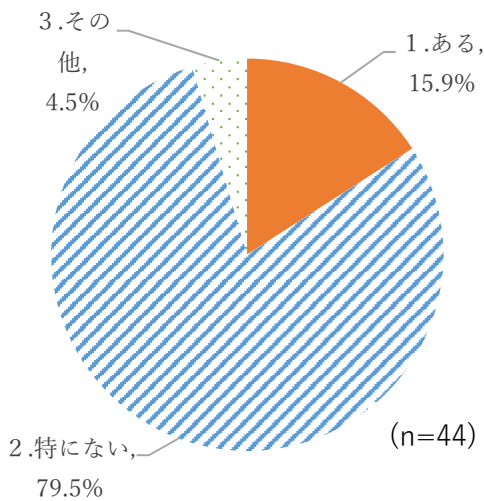


(3) 「ヤングケアラー」と思われる子供への対応のため、学校との連携で工夫していることの有無「ある」が18.2%、「特にない」が79.5%となっている。



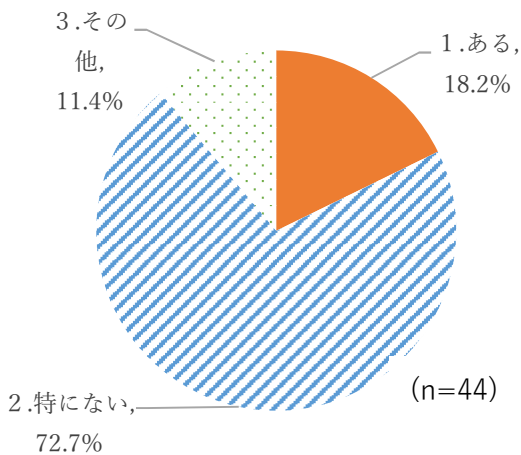
- (学校との連携で工夫していることで主にあげられたこと)
- ・ネグレクトとして対応し日々の登校状況等、より具体的に把握
 - ・学校の対応、見方について事前に話し合いをしスムーズに把握、支援
 - ・要対協で連携
 - ・電話や訪問による情報共有、関係者会議開催
 - ・S C面接

(4) 「ヤングケアラー」と思われる子供への対応のため、医療機関との連携で工夫していることの有無「ある」が15.9%、「特にない」が79.5%となっている。



- (医療機関との連携で工夫していることで主にあげられたこと)
- ・医療ネグレクト疑いがある場合、主治医と連携し方針等を確認
 - ・要対協で情報共有
 - ・電話や訪問による情報共有、関係者会議開催
 - ・保健師と連携・情報共有し医療機関受診や訪問看護導入につなぐ
 - ・ケア対象者の予後、養育力の見立てを確認

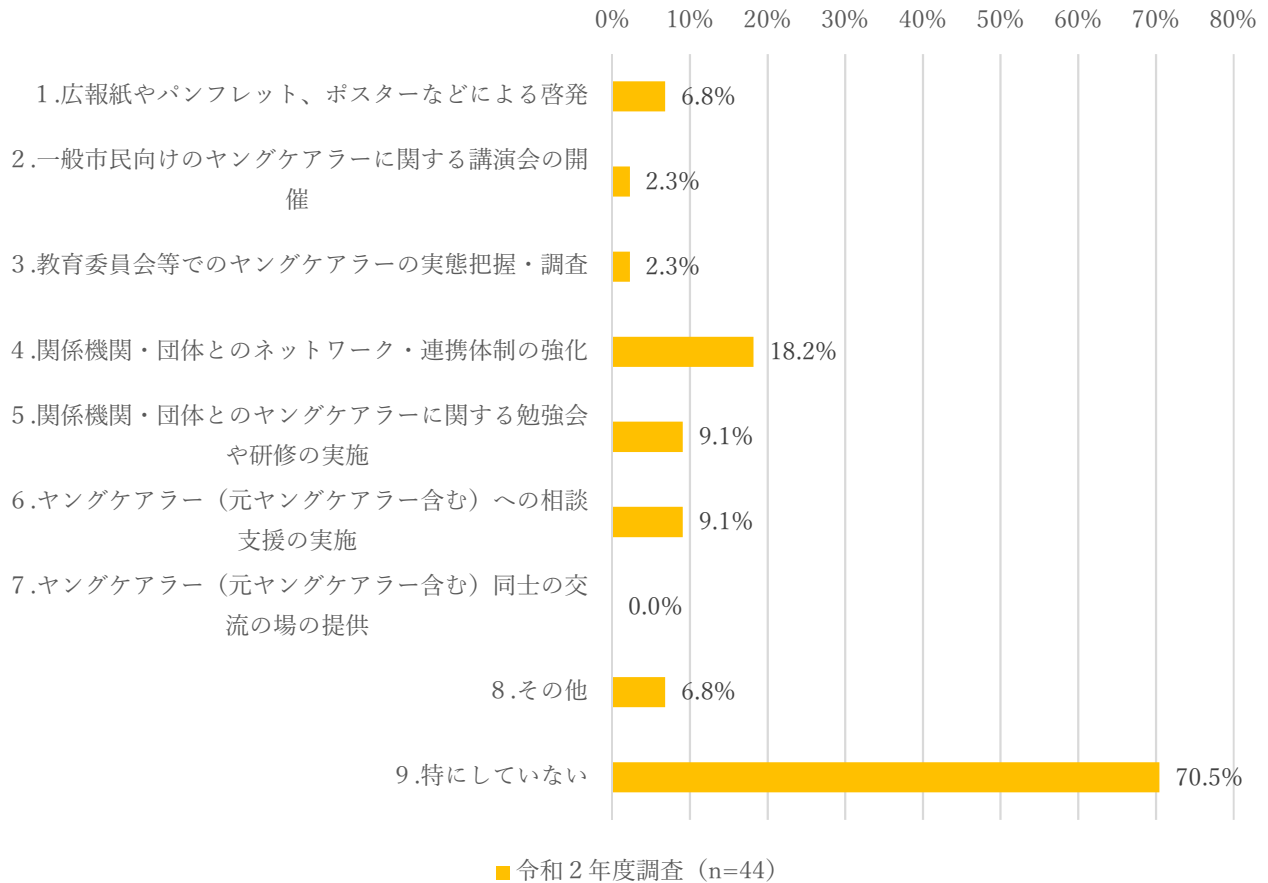
(5) 「ヤングケアラー」と思われる子供への対応のため、通訳など日本語ができない保護者等への支援を行う関係機関との連携で工夫していることの有無（複数回答）「ある」が18.2%、「特にない」が72.7%となっている。



- (通訳など日本語ができない保護者等への支援を行う関係機関との連携で工夫していることで主にあげられたこと)
- ・テレビ通訳システムの利用
 - ・翻訳機の利用
 - ・通訳派遣

5 ヤングケアラーに対する取組みについて（複数回答）

「何らかの取組みをしている」が29.5%、「特にしていない」が70.5%となっている。何らかの取組みを行っている中では「関係機関・団体とのネットワーク・連携体制の強化」が18.2%と他に比べて高くなっている。



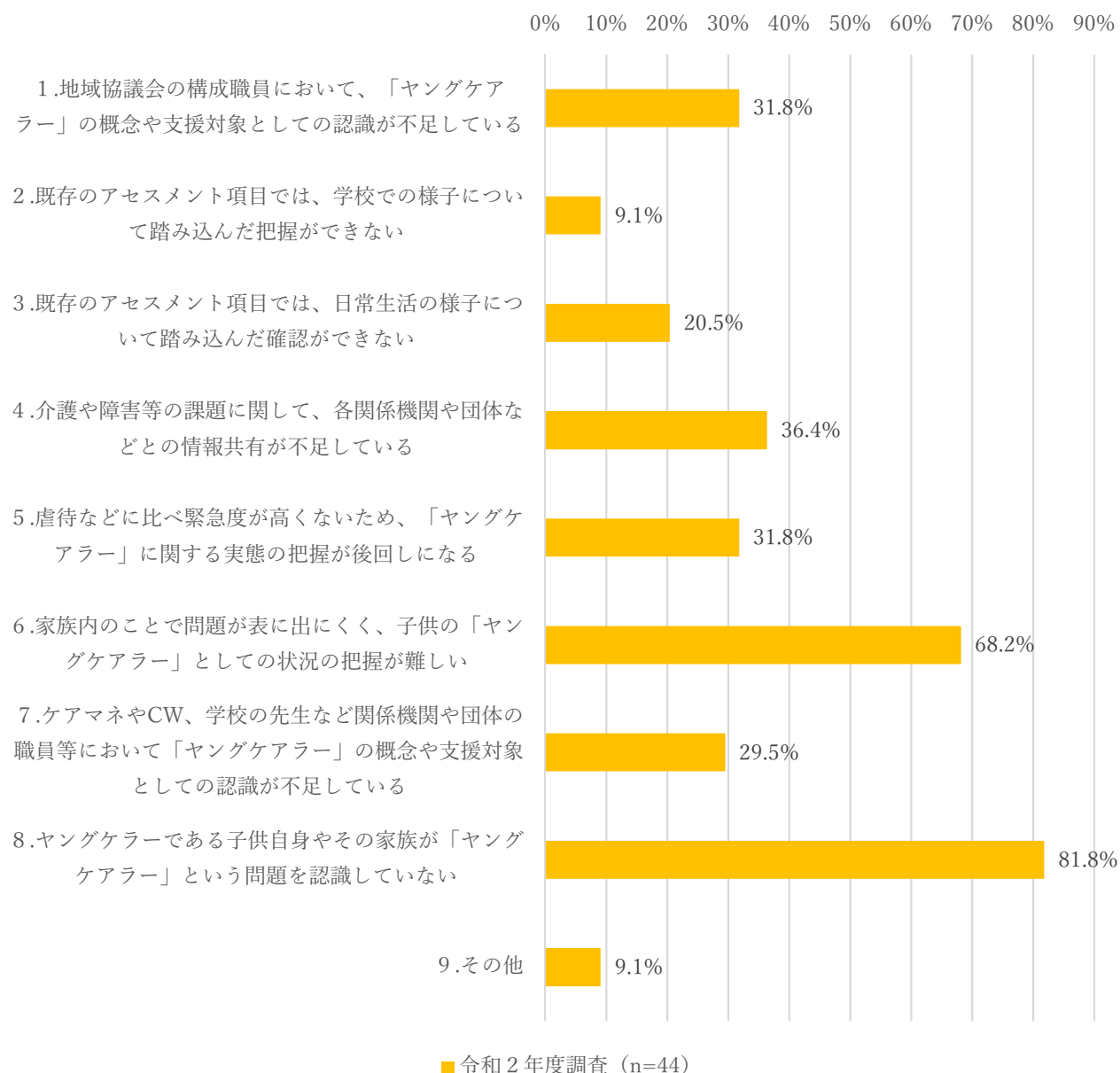
【ヤングケアラーに対する取組みの具体的な内容】

カテゴリー	具体的取組みの例
①広報誌やパンフレット、ポスターなどによる啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット、ポスター、市報、グッズ等の配布、動画配信 ・学校等へのチラシの配布
②一般市民向けのヤングケアラーに関する講演会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会（講習会）を毎年開催
③教育委員会等でのヤングケアラーの実態把握・調査	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内相談支援部会において、状況把握、対応検討を実施
④関係機関・団体とのネットワーク・連携体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・要対協を活用した連絡会や研修会の開催 ・実務者会議で、ヤングケアラーに関する各委員所属機関の取組状況を共有 ・子供の成長支援事業（食の支援、在宅子育てサポート等）を所管する各部署とケース検討会議を行い、ヤングケアラーの負担を軽減する具体的な支援策について検討し、実務者会議等で関係機関に周知 ・子育てサービス事業者との情報共有を強化
⑤関係機関・団体とのヤングケアラーに関する勉強会や研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・実務者会議において、民生・児童委員や青少年委員など各関係機関に資料配布し、ヤングケアラーについて説明 ・要対協を活用した連絡会や研修会の開催
⑥ヤングケアラー（元ヤングケアラー含む）への相談支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・子供との面談において不適切な状態となっている旨を伝え、各相談先へのつなぎ等に向け支援 ・スクールカウンセラーや生活支援員等が声がけ、面談 ・子供の負担軽減のため、家庭に介入し、訪問や支援サービスを紹介
⑧その他	<ul style="list-style-type: none"> ・要対協登録児童であるか否かに関わらず、多機関の調整が必要な場合には担当部署が対応

6 ヤングケアラーの早期発見や支援についての課題

(1) 「ヤングケアラー」である可能性を早期に確認する上での課題（複数回答）

「ヤングケアラーである子供自身やその家族が「ヤングケアラー」という問題を認識していない」が81.8%と最も高く、次いで「家族内のことで問題が表に出にくく、子供の「ヤングケアラー」としての状況の把握が難しい」が68.2%となっている。

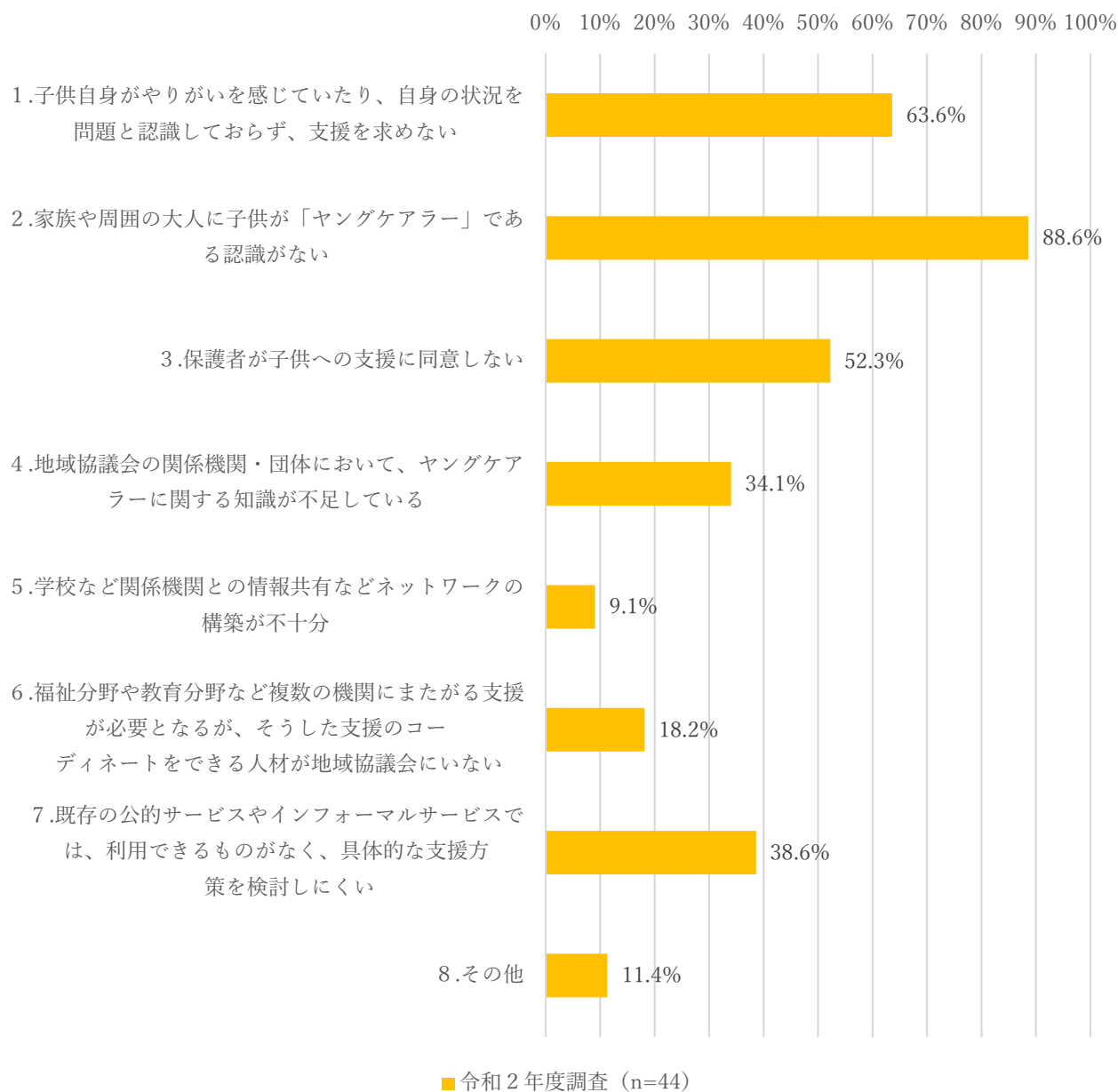


（「ヤングケアラー」である可能性を早期に確認する上での課題）

- ・ヤングケアラーの定義に該当する児童を虐待（ネグレクト）として対応している。
- ・学校での評価が良く、相談や通告にも至らない児童は協議会では分からない。また、虐待対応の初期調査（児童面接、周辺調査等）は丁寧に実施しているが、その過程で児童自身や関係機関から具体的な情報が出てこないためヤングケアラーへのアプローチは難しい。
- ・ヤングケアラーの定義があいまいで共通認識にならない。
- ・子供が親の介護ができる年齢は中高生位と思われるが、その年代になると子供本人からは家庭の事をなかなか言わない。学校と連携を強化すべきなのではないか。子供が低年齢の場合は、ネグレクト状態にある。ヤングケアラー予備軍として経過を見ていく必要がある。

(2) 「ヤングケアラー」と思われる子供を支援する際の課題（複数回答）

「家族や周囲の大人に子供が「ヤングケアラー」である認識がない」が88.6%と最も高く、次いで「子供自身がやりがいを感じていたり、自身の状況を問題と認識しておらず、支援を求めない」が63.6%となっている。



(「ヤングケアラー」と思われる子供を支援する際の課題)

- ・ 関係機関からの連絡で把握することが多いため、直接的な支援につながりにくい。
- ・ ヤングケアラーの定義があいまいであること。
- ・ 保護者が子供を困り込み、支援に乗ったり、改善しようとする意欲に乏しい。
- ・ 多問題を抱える家庭が多く、介入の難しさがある。

7 「ヤングケアラー」と思われる子供への対応として、関係機関に期待すること

(1) 学校に対して期待すること

○「ヤングケアラー」についての認識の向上

- ・日頃の子供との関係づくりと、家庭状況から当該児が「ヤングケアラー」だと感じられる感覚

○早期発見・気づき

- ・学校が気づかないと支援につながりにくい、気づくアンテナを立ててほしい。

○SSW、SCとの連携

- ・所属機関は児童の様子を一番観察できる機会があると思われるため、早期発見や必要な声掛けを実施し、適宜SSWとの連携を図り必要な所管課・要対協機関へ働きかけていただけると有効。SSWが増えていくことも良いのではないかと。
- ・教員やSSWが話を聞き、関係機関と連携するなど早い段階で問題を把握し対応する。
- ・学校の欠席や持ち物、提供物の不足、家族のケアをしているため家で勉強ができない等、学校が一番ヤングケアラーを発見できる可能性が高い。子供の様子を見て関係機関へ連絡してもらいたい。また、子供の話を聞きSCやSSWに繋ぐなど子供のケアや子供自身がSOSを出しても良い事を伝えることにも関わってほしい。

○実態把握（聴き取り、面談、アンケート）

- ・アンケート等を通してのヤングケアラーの早期発見及び子供家庭支援センターへの情報提供
- ・日頃の子供の衛生状態や給食の食べ具合等の様子による養育状況の把握及び通報
- ・日常の態度や服装等の様子、定期的な通学（不登校）などの変化があった際にその要因を家庭内のことにも踏み込んで、組織として事情把握してもらいたい。
- ・ヤングケアラーは家族のルールや方針など、内情に踏み込まなければ把握や調整ができない。家族が協力し合うのが当たり前という考え方も根強い。程度問題であるため本人の負担、家族の役割、状況等、可能な範囲で把握した上で連絡をいただきたい。
- ・個別面談や保護者との面談の際、家庭環境を把握するようにし、何か困っている様子が見られたら校内で共有し、子供家庭支援センターなどの関係機関に繋げるようにする。

○子供との信頼関係・話しやすい環境づくり

- ・子供の気持ちを受け止め、相談に繋がるようにすること。
- ・なかなか子供本人は家庭のことを話さないで、子供が家庭のことに関して話せるように関係性を担任の先生などが築いておく。
- ・子供自身の活動の保障、子供の気持ち等の聞き取り
- ・子供が相談しやすい環境の整備 ・子供の精神的サポート

○子供のケア・サポート・居場所づくり

- ・子供の状況を把握した場合、支援の必要性を子供自身に伝え、支援につながられるよう、子供家庭支援センターなどにつなげていただきたい。
- ・支援の必要な家庭について、要対協関係機関等との連携

○保護者へのアプローチ（指導、相談）

- ・保護者から話を聞き、まずは学校からアドバイスや注意喚起を行って欲しい。
- ・子供が家庭の都合で休みが続いていたり、学校生活で不安定な様子があれば、学校から保護者へ学校での様子を基にして確認。必要であれば医療や子供家庭支援センター等に繋いでもらう。

○ヤングケアラーとなっている子供への啓発（自覚）

- ・欠席（遅刻）の際の児童への聞き取り及びヤングケアラーと思われる場合は本来あるべき姿ではない旨の説明

○要対協への情報提供・情報共有のしくみづくり

- ・子供の様子の変化を観察し、気になることがあった時点での早急な連絡
- ・各家庭の状況や児童に不審な様子がないかを学校生活を通じ把握して欲しい。また、何か不審な点があったり、児童から虐待の訴え等があれば、躊躇することなく子供家庭支援センターに通告して欲しい。

○関係機関との連携

- ・家庭の養育力の低さを指摘するだけでなく、課題の背景に目を向け、関係機関とともに子供の福祉向上のために協議していくこと。

(2) ケアが必要な家族に関わっている機関に対して期待すること

《保育所・幼稚園などに対して期待すること（兄弟の世話をしているヤングケアラーの支援）》

○「ヤングケアラー」の概念の認識、早期発見・気づき

- ・送迎時の様子や連絡帳の内容、児童の所持品、ヤングケアラーからの聞き取りを通して家庭の状況を把握。
- ・幼児だからヤングケアラーになることはないという固定概念をなくして、それぞれの家庭の状況を把握して、早期対応をおこなう。
- ・園児の兄、姉がヤングケアラーになることはあり得る。保護者の送り迎えや身の回りの世話など様子から確認する。
- ・保護者との面接等による家庭の養育状況の把握。
- ・ヤングケアラーの概念を理解してもらい、必要があれば連携して欲しい。中学生、高校生の園児の送迎（特に送り）は認めないで欲しい。
- ・子供から日常生活についての聞き取りを行って欲しい。

○保護者への支援・啓発

- ・園児の様子や家庭の様子等でヤングケアラーを判断できる場合は、関係機関への連絡だけでなく、保護者やヤングケアラーに対しても支援を続けてほしい。
- ・医療機関受診や福祉サービス利用への案内や動機づけ。
- ・保護者等との関係づくり、面談、家庭状況の把握

○要対協への情報提供

- ・送迎に保護者ではなく子供が来る、世話が行き届いていない等、様子が気になりだした時点での早急な該当機関への連絡、保護者への確認。
- ・きょうだい連絡帳の記入や登園準備、送迎などを行っていることを把握した際、連絡がほしい。
- ・心配される家庭があれば子供家庭支援センターに情報提供していただき、どのように支援していけばよいか、協議したい。
- ・何か不審な点がある場合や、児童から虐待の訴え等があれば、躊躇することなく子供家庭支援センターに通告して欲しい。
- ・きょうだい児を含め、ヤングケアラーの可能性はないかという視点で観察を行い、子供の語り等から気になったことがあれば情報提供していただき、支援のつなぎ方について協議すること。

《保健センターに対して期待すること（きょうだいの世話、精神疾患の家族の世話等をしているヤングケアラー等の支援）》

○家庭状況の把握・家庭支援

- ・自立支援医療申請や精神保健福祉手帳所持、新生児訪問や法定健診時の様子から世帯状況を把握した上での通報及び公的サービスの提供などによる支援
- ・健診時、保健師活動、精神障害の医療証や手帳手続き等の設定を大切にしておいて欲しい。
- ・対象者だけでなく家庭全体への支援 ・家庭訪問での養育環境把握
- ・訪問看護等のサービス利用への案内や動機づけ
- ・訪問は必ずヤングケアラーがいる時間に行き、本人だけと話し本人が自分のことを話せる時間を用意すること。
- ・保護者との信頼関係を築きながら保護者の困り感を聞き出し、状況に応じた支援をして欲しい。
- ・状況把握できたら保護者支援を共に行うとともに、連絡をいただきたい。
- ・保護者の身体的、心理的支援を行っていただきたい。

○情報共有

- ・ケアマネ等に家庭状況の把握と不審な点があれば、所管部署に報告するよう依頼して欲しい。
- ・きょうだい児を含め、ヤングケアラーの可能性はないかという視点で観察を行い、支援対象者の語り等から気になったことがあれば情報提供していただき、支援のつなぎ方について協議すること。
- ・子供達、保護者の話を傾聴し、生活実態を把握。子供家庭支援センターと密な連携。適切なサービスの案内

○医療機関へのつなぎ

- ・家庭訪問同行、医療機関のコーディネート、情報共有
- ・ケアが対象となっている家族への保健、医療面のサポート。医療機関とのサポート
- ・病院等からの連絡や健診受診時、本人や家族からの相談があった場合、関係機関にも連絡し連携して動いてほしい。
- ・保護者の通院状況の把握や医療へ繋がることの支援
- ・未受診者を保健所や医療機関に繋ぐ際の連絡

○精神疾患を持つ家族への支援

- ・精神障害のある親に必要な障害福祉サービスを導入し、子供への負担軽減を図る。
- ・精神障害のある親の中には子供の年齢や成長に合わせた関わりをすることが難しい方がいる。そのような家庭の子供に支援者が関わることで親に対処する力や SOS を出す力を身に付け、自立へのイメージができるようにする。
- ・家族の中に入り込みやすい職種のため、ヤングケアラーの概念を理解してもらい、必要があれば連携して欲しい。精神疾患の家族の世話の場合は、障害者のサービス利用などを調整して欲しい。

○ヤングケアラーへの支援

- ・精神疾患に対する治療や支援に繋がっていないければつなげる。ヤングケアラー自身の健康が損なわれていれば、医療につなげる。
- ・課題になっている方（ケア対象者）自身の相談のすすめ

《ケアマネなどに対して期待すること（高齢や認知症の家族介護等をしているヤングケアラー等の支援）》

○「ヤングケアラー」の概念の認識・理解、関係機関との情報連携

- ・日常の介護の状況をアセスメントするにあたり 24 時間シート等を活用した家族（児童の様子、役割を含め）の状況も視点を向けてもらいたい。
- ・高齢者や障害者のサービス（家事援助等）は本人の支援に限定しているが、介護者が若年の場合は介護者や生活支援もサービスに含んでほしい。
- ・不適切な養育等まで至るような状況で要対協機関が関与するのではなく、家族や児童が大変な状況に陥った際に速やかに支援ができると望ましいです。高齢や障害分野主体でも「ヤングケアラー」未然防止が図れる仕組みになると良いと考えます。
- ・家庭訪問や相談等で介護状況を確認した際に、ヤングケアラーの場合は必要な支援が分からない場合やどんなサービスがあるかを知らない場合が考えられる。サービスを紹介するだけでなく、学校や子供家庭支援課など関係機関にも連絡し子供にも十分な支援ができるようにしてほしい。
- ・子供の部門の問題という視点だけでなく、高齢部門、障害部門も支援主体であるという認識が、さらに必要と考える。
- ・家族の中に入り込みやすい職種のためヤングケアラーの概念を理解してもらい、必要があれば連携して欲しい。介護保険のサービスを上手に利用できるように調整して欲しい。
- ・家庭訪問に行った際に部屋の状況確認や保護者から現状の聞き取りを行って欲しい。
- ・介護支援対象者以外の人（特に児童）が過度に介護支援対象者の介護を担っていないかを点検して欲しい。もし児童が介護を担っているならば、所管部署に必ず報告をして欲しい。
- ・「ヤングケアラー」の子供が高齢者への介護の内容や頻度、身体的、精神的負担の程度に関する情報の共有化

○ヤングケアラーの相談相手

- ・対象者だけでなく家庭全体への支援
- ・公的な支援を受けられることを親が把握していない場合があるため、子供に内容が分かりやすい形で発信を行う。
- ・面談相談や訪問を行う際に、親だけでなく子供と話す機会を持ち、世帯の生活状況をより深く把握する。

- ・ 子供達、保護者の話を傾聴し、生活実態を把握。子供家庭支援センターとの密な連携。適切なサービスの案内

《医療機関などに対して期待すること（精神疾患の家族の世話をしているヤングケアラー等の支援）》

○状況把握や関係機関との情報共有

- ・ 親の受診状況を把握するにあたり、家庭内の生活状況にも目を向けていただきたい。
- ・ 治療を行う中でヤングケアラーを把握した場合は、関係機関と連携を取る。
- ・ 通院時の付き添いや患者からの聞き取りなどで家庭状況を把握し、保健所や子供家庭支援課、児童相談所など関係機関へ情報提供をしてほしい。
- ・ ヤングケアラーの概念を理解してもらい、必要に応じ適切な箇所に連絡をして、連携して欲しい。
- ・ 保護者の精神疾患等の情報をまとめて子供家庭支援センターへ情報提供して欲しい。
- ・ 家庭の中でヤングケアラーの可能性はないかという視点で観察を行い、家族の語り、家庭内の様子などから気になったことがあれば情報提供していただき、支援のつなぎ方について協議すること。

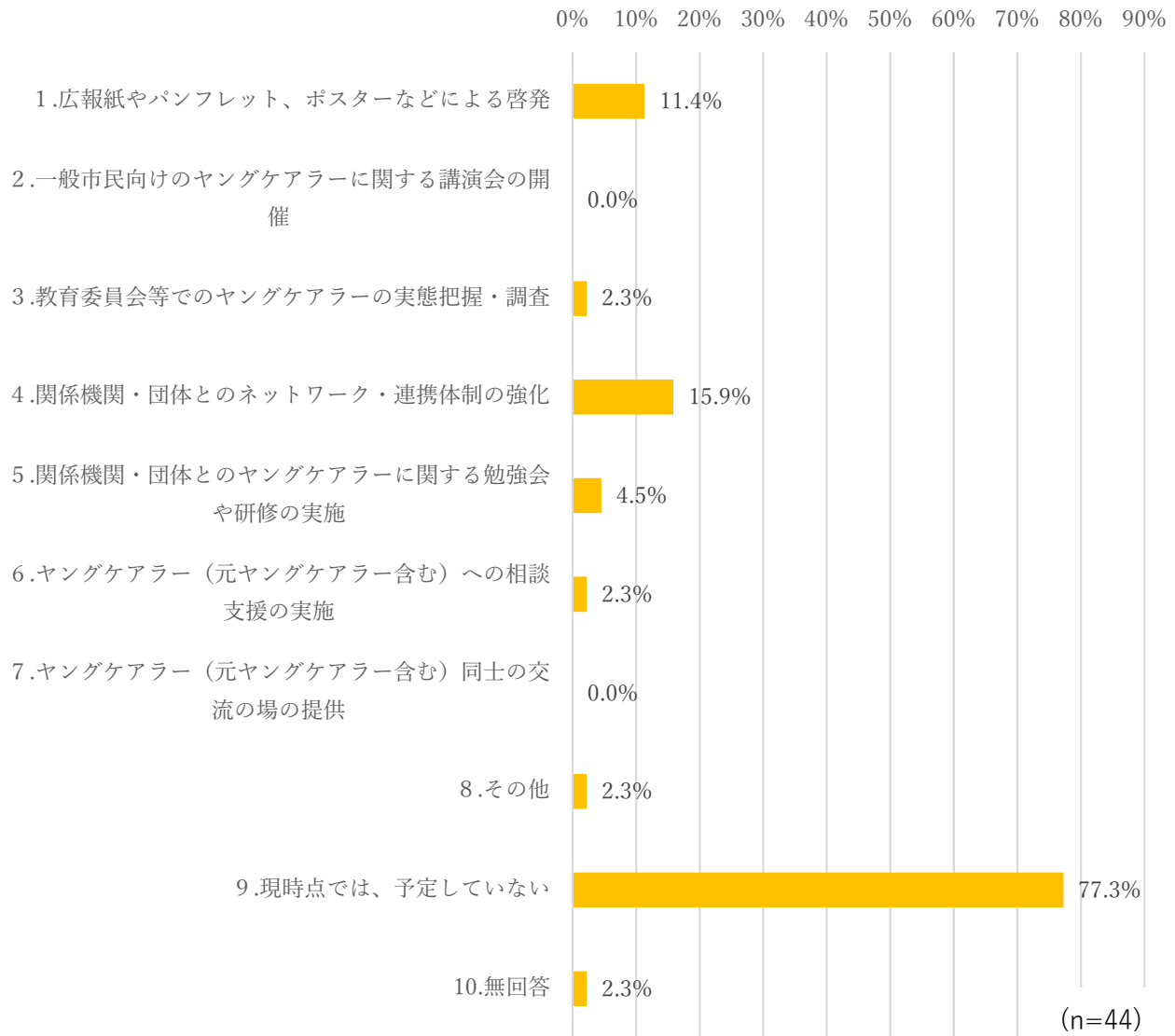
○ヤングケアラー本人への対応

- ・ 特に精神科においては本人の治療のみならず、家庭内の子供の心理的負担軽減に積極的に取り組み、支援機関につなげてほしい。
- ・ 対象者だけでなく家庭全体への支援
- ・ ヤングケアラーとの面接、家族の病状説明や日常的な対応についての具体的な助言
- ・ 訪問看護等の在宅サービス利用への動機づけ ・ 入院治療の必要性について検討
- ・ 精神疾患者の付き添いで医療機関にきている児童の表情、口調、身なり等も確認してもらい、児童が精神的に不安定であれば児童に医療機関を受診するよう促してもらいたい。また、そういった児童を発見した場合は、子供家庭支援センターにも情報提供して欲しい。
- ・ 受診者のみでなく家族も含めて考えてもらえると助かります。特に子供はそれを問題として認識しておらず、実態が浮かび上がってこないのではと考えます。
- ・ 子供達、保護者の話を傾聴し、生活実態を把握。子供家庭支援センターとの密な連携。適切なサービスの案内

○精神疾患を有する家族への対応

- ・ 通院の継続や服薬の調整 ・ ケース会議等での情報共有や医療的アドバイス
- ・ 訪問看護等には家族の把握をするように依頼してほしい。特に母が精神疾患の場合には、必ず子供にも影響があるので連携してほしい。訪問看護の利用がない場合は、必要に応じて情報提供してほしい。
- ・ 家族の医療情報の共有と関わり方のアドバイス
- ・ 保護者の受診状況により、子供がヤングケアラーである状況が想定されたら連絡をいただきたい。支援につなげる際、保護者にすすめるよう助言いただきたい。
- ・ 支援対象者やその家族に、支援の受け入れについて指導していただくこと。

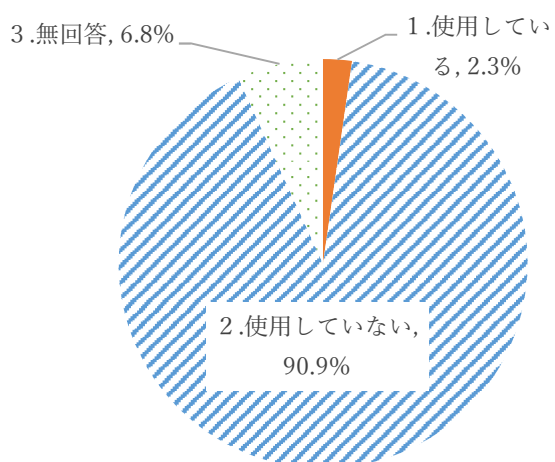
8 「ヤングケアラー」と思われる子供への対応としての次年度（令和3年度）の取組み（複数回答）
「何らかの取組みを予定している」が20.4%、「現時点では、予定していない」が77.3%となっている。何らかの取組みを予定している中では「関係機関・団体とのネットワーク・連携体制の強化」が15.9%と他に比べて高くなっている。



【次年度（令和3年度）のヤングケアラーに対する取組みの具体的な内容】

カテゴリー	具体的取組み予定の内容
①広報紙やパンフレット、ポスターなどによる啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・区の広報誌にて児童虐待防止月間である11月に虐待防止の特集号を組む際、掲載を検討 ・学校等に対してチラシの配布 ・区公式HP、児童相談所のページにヤングケアラーについての説明掲載
③教育委員会等でのヤングケアラーの実態把握・調査	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内相談支援部会において、状況把握、対応検討を実施
④関係機関・団体とのネットワーク・連携体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・関係部署が横断的に検討する場を設けようとする動き ・実務者会議で関係機関に対し、ヤングケアラーに関する注意喚起を行う予定 ・高齢福祉部門と連携の在り方について協議 ・子育てサービス事業者以外にも連携強化
⑤関係機関・団体とのヤングケアラーに関する勉強会や研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・実務者会議等で関係機関に周知
⑥ヤングケアラー（元ヤングケアラー含む）への相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待対応ケースワークの中で状況を把握し支援（関係機関へのつなぎを含む）
⑧その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ネグレクトの可能性を含めた対応を実施

9 「「ヤングケアラー」の早期発見のためのアセスメントシート」の使用の有無
(1) 「「ヤングケアラー」の早期発見のためのアセスメントシート」の使用の有無
「使用している」が2.3%、「使用していない」が90.9%となっている。



(n=44)

(2) 「「ヤングケアラー」の早期発見のためのアセスメントシート」について
使用しているアセスメントシートについて「そのまま使用している」が100%となっている。



(n=1)

要保護児童対策地域協議会における ヤングケアラーへの対応に関するアンケート調査

市区町村名		課室名	
電話番号			

貴地域協議会の活動状況や「ヤングケアラー」と思われる子どもへの対応についておたずねします

問1 令和元年度の貴地域協議会におけるケース登録数は。

※登録件数については、既存調査報告があればそちらのコピーでも可。

※登録種別ごとのヤングケアラーの内訳がわからない場合は、要保護・要支援児童ケース登録数全体の中で「ヤングケアラー」と思われる子どもの総数だけでもお教えてください。

	登録件数（令和元年度）	うち「ヤングケアラー」と思われる子どもの件数（令和元年度）
要保護児童ケース登録数	件	件
要支援児童ケース登録数	件	件
特定妊婦ケース登録数	件	件

問2 貴地域協議会では、「ヤングケアラー」という概念を認識していますか。（あてはまるもの1つに○）

1. 認識している 2. 昨年までは認識していなかったが、認識するようになった 3. 認識していない ⇒ 問6
--

問3 問2で「1. 認識している」「2. 昨年までは認識していなかったが、認識するようになった」と回答された地域協議会におうかがいします。貴地域協議会では、「ヤングケアラー」と思われる子どもの実態を把握していますか。（あてはまるもの1つに○）

1. 把握している ⇒ 問4へ 2. 「ヤングケアラー」と思われる子どもはいるが、その実態は把握していない ⇒ 問5へ 3. 該当する子どもがない ⇒ 問6へ
--

問4 問3で「1. 把握している」と回答された地域協議会におうかがいします。貴地域協議会では、「ヤングケアラー」と思われる子どもの実態をどのように把握していますか。また、いつ確認をすることが多いですか。(あてはまるものすべてに○)

1. アセスメントシートやチェックリストなどのツールを用いている → 確認を行う時期 ()
2. 特定のツールはないが、できるだけ「ヤングケアラー」の視点を持って検討・対応している → 確認を行う時期 ()
3. 関係機関や関係団体からの報告・指摘があった際に、「ヤングケアラー」として対応している
4. その他 ()

問5 問3で「2. 「ヤングケアラー」と思われる子どもはいるが、その実態は把握していない」と回答した地域協議会におうかがいします。その理由をお教えください。(あてはまるものすべてに○)

1. 地域協議会の構成職員において、「ヤングケアラー」の概念や支援対象としての認識が不足している
2. 既存のアセスメント項目では該当する子どもを見つけにくい
3. 虐待などに比べ緊急度が低いいため、「ヤングケアラー」に関する実態の把握が後回しになる
4. 学校などでの様子を迅速に確認、把握することが難しい
5. 介護や障害等の課題に関して、各関係機関や団体などの情報共有が不足している
6. 家族内のことで問題が表に出にくく、実態の把握が難しい
7. ケアマネやC W、学校の先生などに「ヤングケアラー」の概念や支援対象としての認識が不足している
8. ヤングケアラーである子ども自身やその家族が「ヤングケアラー」という問題を認識していない
9. その他 ()

全ての要保護児童対策地域協議会にお伺いいたします

問6 貴地域協議会において、要保護（要支援）登録児童への対応方針の検討や進捗管理はどのように実施されていますか。

要保護（要支援）児童への具体的な対応方針の検討の場	1. 実務者会議で検討 2. 個別ケース検討会議で検討 3. その他（具体的に)
要保護（要支援）児童への対応に関する進捗管理の場	1. 実務者会議で管理 2. 個別ケース検討会議で管理 3. その他（具体的に)

問7 貴地域協議会では、要保護（要支援）児童の中に「ヤングケアラー」と思われる子どもがいた場合、下記のようなことについてどのように対応されていますか（対応することを決めていますか）。

<p>「ヤングケアラー」と思われる子どもへの対応方針を決定する部署（機関）※ （あてはまるもの1つに○） ※ここでは進行管理の責任主体のことを指します</p>	<p>1. 他の要保護（要支援）児童と同じ対応 2. 他の要保護（要支援）児童とは別に決めている →（具体的に ） 3. その他（具体的に ） 4. 特に決まっていない</p>
<p>「ヤングケアラー」と思われる子どもに対して、今後の対応等に関して意向把握をする人（部署・機関）※ （あてはまるもの1つに○） ※ここでは必要な支援を主に行う機関のことを指します</p>	<p>1. 他の要保護（要支援）児童と同じ 2. 他の要保護（要支援）児童とは別に決めている →（具体的に ） 3. その他（具体的に ） 4. 特に決まっていない</p>
<p>「ヤングケアラー」と思われる子どもへの対応のため、学校との連携で工夫されていることがありますか。 （あてはまるもの1つに○）</p>	<p>1. ある →（具体的に ） 2. 特にない 3. その他（具体的に ）</p>
<p>「ヤングケアラー」と思われる子どもへの対応のため、医療機関（※）との連携で工夫されていることがありますか。 （あてはまるもの1つに○）</p> <p>※ここでの医療機関とは、ケアの対象者が、医療的ケアが必要（精神疾患、依存症等）などで、ケア対象者自身が通っている医療機関のことを指し、子ども本人が通っている医療機関ではありません</p>	<p>1. ある →（具体的に ） 2. 特にない 3. その他（具体的に ）</p>
<p>「ヤングケアラー」と思われる子どものへの対応のため、通訳など日本語ができない保護者等への支援を行う関係機関との連携で工夫されていることがありますか。 （あてはまるもの1つに○）</p>	<p>1. ある →（具体的に ） 2. 特にない 3. その他（具体的に ）</p>

問8 「ヤングケアラー」と思われる子どもの有無にかかわらず、貴地域協議会を設置している市区町村で、ヤングケアラーに関する取組みを行っていますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。1～8を回答された場合は、可能であれば下表に選択肢番号とその具体的内容をお教えてください。また、実施されている取組みのうち、特に今年度から実施されているものがあればお答えください。

- | |
|--|
| 1. 広報紙やパンフレット、ポスターなどによる啓発 |
| 2. 一般市民向けのヤングケアラーに関する講演会の開催 |
| 3. 教育委員会等でのヤングケアラーの実態把握・調査 |
| 4. 関係機関・団体とのネットワーク・連携体制の強化 |
| 5. 関係機関・団体とのヤングケアラーに関する勉強会や研修の実施 |
| 6. ヤングケアラー（元ヤングケアラー含む）への相談支援の実施 |
| 7. ヤングケアラー（元ヤングケアラー含む）同士の交流の場の提供 |
| 8. その他（) |
| 9. 特にしていない |

【選択肢1～8を回答された方】

選択肢番号	具体的内容



うち、今年度から実施している取組みがあれば、お教えてください。

問9 貴地域協議会において、相談、通告のあった子どもや登録されている子どもが「ヤングケアラー」である可能性を早期に確認する上で、課題に感じることはなんですか。（あてはまるものすべてに○）

1. 地域協議会の構成職員において、「ヤングケアラー」の概念や支援対象としての認識が不足している
2. 既存のアセスメント項目では、学校での様子について踏み込んだ把握ができない
3. 既存のアセスメント項目では、日常生活の様子について踏み込んだ確認ができない
4. 介護や障害等の課題に関して、各関係機関や団体などの情報共有が不足している
5. 虐待などに比べ緊急度が低いいため、「ヤングケアラー」に関する実態の把握が後回しになる
6. 家族内のことで問題が表に出にくく、子どもの「ヤングケアラー」としての状況の把握が難しい
7. ケアマネやC W、学校の先生など関係機関や団体の職員等において「ヤングケアラー」の概念や支援対象としての認識が不足している
8. ヤングケアラーである子ども自身やその家族が「ヤングケアラー」という問題を認識していない
9. その他（)

問10 貴地域協議会において、「ヤングケアラー」と思われる子どもに対して支援をする際に、課題として考えられることはなんですか。（あてはまるものすべてに○）

1. 子ども自身がやりがいを感じていたり、自身の状況を問題と認識しておらず、支援を求めない
2. 家族や周囲の大人に子どもが「ヤングケアラー」である認識がない
3. 保護者が子どもへの支援に同意しない
4. 地域協議会の関係機関・団体において、ヤングケアラーに関する知識が不足している
5. 学校など関係機関との情報共有などネットワークの構築が不十分
6. 福祉分野や教育分野など複数の機関にまたがる支援が必要となるが、そうした支援のコーディネートができる人材が地域協議会にいない
7. 既存の公的サービスやインフォーマルサービスでは、利用できるものがなく、具体的な支援方策を検討しにくい
8. その他（)

問11 貴地域協議会では、「ヤングケアラー」と思われる子どもへの対応として、学校やケアが必要な家族の関係機関等に期待することは何ですか。自由に記載ください。

<学校に対して期待すること>

<ケアが必要な家族に関わっている機関に対して期待すること>

うち、保育所・幼稚園などに対して期待すること（きょうだいの世話をしているヤングケアラー等の支援）

うち、保健センターに対して期待すること（きょうだいの世話、精神疾患の家族の世話等をしているヤングケアラー等の支援）

うち、ケアマネなどに対して期待すること（高齢や認知症の家族介護等をしているヤングケアラー等の支援）

うち、医療機関などに対して期待すること（精神疾患等の家族の世話をしているヤングケアラー等の支援）

問12 貴地域協議会では、「ヤングケアラー」と思われる子どもへの対応として、次年度（令和3年度）に取り組む予定のものはありますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。1～8を回答された場合は、可能であれば下表に選択肢番号とその具体的内容をわかる範囲でお教えてください。

1. 広報紙やパンフレット、ポスターなどによる啓発
2. 一般市民向けのヤングケアラーに関する講演会の開催
3. 教育委員会等でのヤングケアラーの実態把握・調査
4. 関係機関・団体とのネットワーク・連携体制の強化
5. 関係機関・団体とのヤングケアラーに関する勉強会や研修の実施
6. ヤングケアラー（元ヤングケアラー含む）への相談支援の実施
7. ヤングケアラー（元ヤングケアラー含む）同士の交流の場の提供
8. その他（）
9. 現時点では、予定していない

【選択肢1～8を回答された方】

選択肢番号	具体的内容

同封の『「ヤングケアラー」の早期発見のためのアセスメントシート』についておたずねします

問13 現在、貴地域協議会において、「ヤングケアラー」の早期発見のためのアセスメントシート」を使用されていますか。(当てはまるもの1つに○)

- | | |
|------------|--------------------------------|
| 1. 使用している | → a. そのまま使用している |
| | b. 貴協議会の状況に合わせて項目をアレンジして使用している |
| | ⇒具体的に () |
| 2. 使用していない | |

※「1. 使用している」を回答された協議会のうち、「b. 貴協議会の状況に合わせて項目をアレンジして使用している」と回答された地域協議会のみなさま

貴地域協議会にて使用されているアセスメントシートをいただくことが可能でしたら、様式 1 部を本調査票と同封して返送いただけますと大変幸いです。

ご協力ありがとうございました

調査票は同封の返信用封筒（切手不要）に入れて、2月26日（金）までにポストに投函してください。